

【 臨 時 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年 5 月18日 (金) 午後 4 時58分～午後 5 時 6 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 参与(兼)児童青少年部長
企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者 教育長
- 5 会議結果

市 長 それでは臨時庁議を開催します。報告事項 1「重要と書かれた文書の調査
について」の報告をお願いします。

副市長 重要と書かれた文書の真偽について、4月 17 日の庁議での報告を受けて
再調査の必要性が庁議で了承されたことについて、調査結果を報告するもの
です。

まず、重要とされる文書の作成者、作成者に報告した報告者に聞き取りを行
いました。

作成者は報告者から聞いたことだけを記載し、報告者が嘘を話すとは思え
ない。報告者は報告者自身も被害者であり、また、他に被害を受けている職
員の上司として文書作成者に報告した。報告したことは話が違うとした申出
者に事後であるが報告した。ということで、重要と書かれた文書については
事実であるということを私どもは確認したところです。

申出者からも聞き取りを行いましたが、自分が被害に遭っていたと言ってい
ることについては、全く事実と異なるということで、このところの齟齬は
解消しなかったところです。

この調査を進める途上で、作成者の重要とされる文書の元となった備忘録
の内容を把握することができました。また、聞き取りの経過でもう 1 人の被害
者が把握できましたので、その職員の聞き取りも行いました。その被害者職員
と上司である報告者と申出者の 3 人で、問題の行為について会話していたこ
とを、報告者、もう 1 人の被害者の聞き取りで明らかになりました。

この調査を行った結論として、市長がセクハラ行為を行っていたことが確
認できたところです。重要と書かれた文書以外での行為も確認できました。

市長は立場を利用して卑劣な行為を行ったにもかかわらず、身に覚えがな
いと言い逃れ、文書作成者に対するペナルティに言及するなど、職員、市政
に及ぼした影響は計り知れないと考えています。

ペナルティは受けないにしても、ペナルティを科するとされた職員の心はどれだけ不安にさいなまれたかと思います。怖くて市長室へ行けないという女性職員もいると聞いているところです。

この責任問題については、進退を含め、市長自ら判断されることを期待申し上げます。

なお、先週 5 月 11 日に共産党市議団からの申入れがありましたが、この報告はその意向とは関係なく、独自に調査した結果を庁議報告しているところです。私からは以上です。

参 与 私からも申し上げたいことがございます。高橋市長は就任以来、私は何度となく、市長のセクハラ行為について直接・間接問わず聞いていたところです。

確か二期目の市長選挙の年でしたから、一昨年、平成 28 年の 2 月だと思いますが、このようなセクハラ行為が続いて万が一発覚すると、市としても大きな痛手になると思い「まさかそんなことはしていないと思いますが、市民の中で市長のセクハラが噂になっていますので気をつけてください。」と私は申し上げたと思います。

そのときは「気をつける」とおっしゃったと思います。しかし、残念ながら市長のセクハラ行為はやみませんでした。

この間、当時の石橋総務部長も市長に忠告していたはずです。

そして二期目に当選されたその年の 11 月です。市議会議員からご本人の奥様が食事帰りのタクシーの中で、あなたからいきなり手を握られてびっくりして声を上げてしまったという話がありました。

ほぼ時を同じくして、以前の飲み会であなたに体を触られたことがあった職員から「市長から忘年会の開催をしつこく迫られ、また同じようなことがあると困る」という相談が、市役所内部から、また同時に市議会議員からも入りました。

さすがに、我々としても対処せざるを得ず、副市長、明政クラブの石井幹事長と私で市長室に入って、セクハラ行為をやめるように言ったことを、まさか忘れていたとは思いません。

そして、あなたは石井幹事長に「このことが知られたら狛江に住んでいられなくなる。市長は辞める」とおっしゃいましたよね。

しかし、あなたは全くやめる素振りを見せませんでした。

そして今回ついに、多くの議員にあなたのセクハラ行為が知られ、このような事態になったのです。

あなたは全てを否定しました。

これまで、あなたからセクハラ行為を受けていた女性職員はどう思ったか

想像つきますか。「全く身に覚えがない」などと言うあなたの姿を見てどう思ったでしょう。

あげく、あなたは最後には「ペナルティ」まで口にして、自分の保身のために職員を売ろうとしたんですよ。

この間、私はこの職員を含め、セクハラ行為を受けた女性職員からも、悔しい、許せないと泣かれました。

もう職員は誰もあなたのことを信用していませんし、ついていこうなんて思う者は誰もいないと思います。

これから職員があなたと同様の行為をしたとして、あなたはその職員を処分できますか。「あなたになんか処分されたくない」と言われたらどうしますか。

あなたがその地位にいる限り、狛江市は残念ながら一步も前に進むことができません。

ご自身で進退をお考えいただくよう、私からは提言を申し上げます。以上です。

市 長 大変厳しい意見をいただいたところです。一つ確認したいのですが、そもそもこの調査というのは、重要文書に関わって、3月のはじめに記述の内容からして「もし自分であればそれは違う」という申立てがあったという事実は確認していただいたということですよね。

副市長 その部分については、齟齬が生じている状態です。

市 長 もう一つは、そういう齟齬が生じていることについて、重要文書の作成時点での訂正というのは、齟齬がある以上やむを得ないのでしょうかけれども、本人がそういう事実はないと言っているわけなので、その名誉というか、そういったものが解消される方法はあるのでしょうか。総務部長どうですか。

部 長 私は聞き取ったヒアリングをした結果しか分からないので、本人の言うことを基本的に信じるというスタンスしか取れません。それは職員の保護のためです。ただ、このケースに限っては、そういう風に判断しても良いかとは考えています。今の話はこのケース以外の話も含めてされたと思いますが。

市 長 このケースの事実だけを聞いています。

部 長 その事実については、本人の申立てで確認しています。

市 長 わかりました。

副市長 そのところにつきましては、私の報告の中にも盛り込んでありますが、報告者ともう一人の被害者、申出者の3人で、その部分の会話はしたことがあると聞き取りをしているところです。

市 長 わかりました。この件について何か他に意見があれば。ないようであれば、これで本日は終了いたします。